

入札契約制度の見直しについて

< 報 告 書 >

平成19年6月

富山県入札契約適正化検討委員会

目 次

はじめに	1
1 公共工事に関する現状等について	2
(1) 公共事業を取り巻く現状	
(2) 地域における建設企業の役割	
2 見直しの基本的な考え方	4
3 具体的な提言	5
(1) 一般競争入札の対象範囲の拡大と地域要件の設定について	
(2) 総合評価方式の拡充について	
(3) 著しい低入札に対する対策について	

【資料編】

1 「都道府県の公共調達改革に関する指針」のポイント	14
2 地方公共団体における入札契約適正化・支援方策のポイント	15
3 富山県の入札・契約制度の概要	16
4 富山県における年度別・入札方式別落札率の推移	17
5 地域要件の設定（建築一式工事、建築附帯工事）	18
6 富山県の総合評価方式の概要	19
7 国土交通省の特別重点調査の概要	21
8 他県における低入札受注対策	22
9 その他	23
・開催経過	
・委員名簿	
・設置要綱	

はじめに

県では、これまでも、制限付き一般競争入札や公募型指名競争入札の導入、予定価格の事前公表、電子入札の導入など、入札契約制度の改善を進めてきているが、昨年、他県で談合事件が相次いだことから、全国知事会では昨年12月、緊急提言として入札制度改革を柱とした「都道府県の公共調達改革に関する指針」が取りまとめられた。

また、近年、公共投資が減少基調で推移する中、全国的に原価を割り込むような著しい低入札価格での受注が発生しており、工事の手抜きや下請企業へのしわ寄せ等を防止し、工事の品質を確保するための対策が求められている。

このようなことから、県においては、公共投資や建設業の動向、社会情勢などを十分踏まえながら、中立、公正な立場で、より幅広い視点から入札制度のあり方を検討するため、外部有識者で構成する「富山県入札契約適正化検討委員会」を設置することとされた。

この検討委員会では、公共工事の入札・契約に関する現状や課題等を踏まえ、一般競争入札の対象範囲の拡大など、3つの課題について検討を重ねた。

これまで4回の会議を開催し、その間には、建設業界の現状等を把握するためのヒアリングを実施しながら、県の入札契約制度のあり方について慎重に議論してきたところである。また、会議は、原則、公開とするなど、検討過程の透明性の確保にも努めてきたところである。

このたび、県の入札契約制度の今後のあり方について、意見を取りまとめるに至ったので、ここに報告する。県におかれでは、この報告書を活用し、できるだけ早期に取り組まれることを期待する。

平成19年6月8日

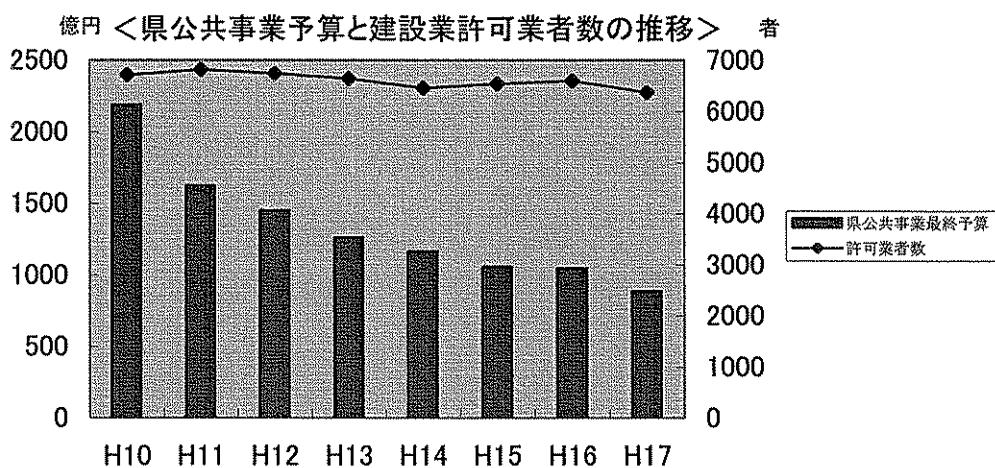
富山県入札契約適正化検討委員会
委員長 西頭徳三

1 公共工事に関する現状等について

(1) 公共事業を取り巻く現状

県の公共事業予算は平成10年度をピークに年々減少しており、平成17年度予算は、ピーク時の約4割にまで減少している。

一方、公共投資が減少する中で、県内建設業者数は依然として高い水準で推移し、供給が過剰な状態となっている。このため、県内建設企業は組織のスリム化を図るなど、経営改善に取り組んでおり、一部には他分野への事業展開を図り、多角化を模索する動きも見られる。



ア 富山県公共事業最終予算の推移(土木部+農林水産部)

(単位:億円)

年 度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
公共事業 (下水道含む)	1,633.1	1,147.5	1,009.8	818.7	765.3	624.1	599.0	540.0
単独事業	454.5	406.5	385.3	391.0	351.5	383.0	349.1	272.3
災害復旧	101.4	69.4	53.2	52.4	49.0	49.3	99.1	75.1
計	2,189.0	1,623.4	1,448.3	1,262.1	1,165.8	1,056.4	1,047.2	887.4
推 移	100.0%	74.2%	66.2%	51.7%	53.3%	48.3%	47.8%	40.5%
直轄負担金	389.1	358.1	275.0	283.7	308.5	244.8	290.9	289.6

(富山県管理課・農林水産企画課調べ)

イ 富山県内の建設業許可業者数の推移

年度末	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
大臣許可業者数	136	137	138	134	132	131	131	126
知事許可業者数	6,578	6,680	6,604	6,506	6,328	6,414	6,465	6,245
計	6,714	6,817	6,742	6,640	6,460	6,545	6,596	6,371
うち新規	256	242	229	268	219	226	201	232
推 移	100.0%	101.5%	100.4%	98.9%	96.2%	97.5%	98.2%	94.9%

(富山県建設技術企画課調べ)

(2) 地域における建設企業の役割

県内の建設業従事者は、全就業者の約1割を占めるなど、県内建設企業は、社会資本整備の担い手であるだけでなく、地域の雇用、経済を支える主要産業となっており、また、災害発生時の協力や除雪への対応など地域社会や県民生活の安定に深く関わっている。

ア 富山県内の就業者数の推移

(単位:人)

	H8年	H11年	H13年	H16年
建設業従事者数	70,906	63,744	59,945	53,656
県全体の就業者数	559,051	529,664	528,342	502,094
割 合	12.7%	12.0%	11.3%	10.7%
建設業従事者数推移	100.0%	89.9%	84.5%	75.7%

(総務省「事業所・企業統計調査」)

イ 災害時における建設企業の役割

道路や河川等の公共土木施設の損壊箇所の応急措置、障害物除去等

(災害協定参加企業数)

(単位:者)

等級	新川土木		富山土木		高岡土木			砺波土木	合計	入札参加登録企業数
	新川	入善	富山	立山	高岡	氷見	小矢部			
A	10	19	36	11	30	8	9	27	150	154
B	17	23	54	16	42	20	6	36	214	232
C	16	16	54	11	33	9	4	21	164	257
D	22	17	56	24	71	8	3	21	222	633
計	65	75	200	62	176	45	22	105	750	1,276

*企業数は平成18年12月現在で登録されている者を計上。

ウ 除雪業務への対応

- ・除雪計画延長 2,297キロメートル(国道、県道等 313路線)
- ・除雪の出動基準 新雪による積雪深が10センチメートルを超える場合

(除雪委託企業数(平成17年度実績))

(単位:者)

等級	新川土木		富山土木		高岡土木			砺波土木	合計	入札参加登録企業数
	新川	入善	富山	立山	高岡	氷見	小矢部			
A	11	12	16	6	11	6	5	19	86	169
B	9	9	35	4	5	8	2	19	91	247
C	5	8	23	2	8	4	2	5	57	273
D	12	1	23	8	4	1	3	2	54	701
その他	9	5	26	7	3	1	4	1	56	—
計	46	35	123	27	31	20	16	46	344	1,390

*等級及び登録企業数は平成17・18年度の入札参加資格。その他は造園等の業者数

2 見直しの基本的な考え方

公共工事の目的は、県民生活の基盤となる社会資本を、品質及び安全性を確保しつつ、より経済的に整備することにある。

県では、入札・契約制度の透明性、競争性、公正性を高めるため、これまでも制限付き一般競争入札や公募型指名競争入札の導入、予定価格の事前公表、電子入札の導入など、制度の改善を進めてきている。

最近、他県において公共工事を巡る入札談合事件が相次ぎ、法令順守の徹底とともに、入札契約制度の透明性を高めることが強く求められている。

公共工事の入札契約制度については、その透明性を高め、公正な競争を促進するとともに、工事の品質及び安全性、経済性がバランスよく確保されることが重要である。

また、県内建設企業は、地域の主要産業であり、災害発生時の協力や除雪対応など、地域社会において様々に貢献している現状等を十分考慮する必要がある。

【入札契約事務に係る主な改善項目】

年度	改 善 の 内 容	透明	競争	公正
H5	・ 制限付き一般競争入札の導入(10億円以上) (H10～本格導入)	○	○	○
H6	・ 談合情報対応要領の策定 (H14～公表)	○		○
H7	・ 公募型指名競争入札の導入（3億円以上） (H10～本格導入) ・ 指名業者選定要綱の策定・公表	○ ○	○	○
H8	・ 工事完成保証人制度の廃止、新しい履行保証制度の導入			○
H10	・ 最低制限価格制度から低入札価格調査制度への移行 (H11～本格導入) ・ 指名業者の公表時期の変更(指名通知後→入札実施後) (H13～本格施行) ・ 設計図書の有償配付の実施 (縦覧→郵送) (H13～本格実施)		○ ○ ○	○ ○ ○
H11	・ 建設工事に係る予定価格の事後公表	○		
H13	・ 情報公開の推進 (発注見通し、指名理由等入札・契約過程に係る情報、契約内容等) ・ 入札契約内容等の公表に係るインターネットの活用	○ ○		
H14	・ 調査基準価格の事後公表、低入札価格調査制度実施要領の公表 ・ 契約款への談合による損害賠償予約条項の整備（契約額の10%） ・ 入札監視委員会の設置	○ ○		○ ○
H15	・ 建設工事に係る予定価格の事前公表の試行（順次拡大） ・ 建設工事に係る入札参加資格総合数値等の公表	○ ○		○
H16	・ 電子入札の導入 (H18.10月～全面実施)			○
H17	・ 簡易公募型・地域公募型指名競争入札の導入（試行） ・ 指名業者数の拡大（3者拡大） ・ 工事費の内訳書の事後公表の試行	○ ○ ○	○ ○	○
H18	・ 総合評価方式の試行 ・ 工事成績の公表		○	
H19	・ 条件付き一般競争入札の拡大 (5千万円以上はすべて、2千万円以上5千万円未満は4割) ・ 総合評価方式の拡充（2千万円以上 100件程度）	○	○	○

3. 具体的な提言

(1) 一般競争入札の対象範囲の拡大と地域要件の設定について

ア 一般競争入札の対象範囲の拡大

県では、公共工事の入札契約制度の透明性を高め、公正な競争を促進するために、平成10年度に制限付き一般競争入札や公募型指名競争入札を導入、平成17年度には公募型指名競争入札を2千万円以上の工事まで拡大して2割を対象に試行を行い、平成18年度には対象工事の4割まで拡大してきている。

公共工事の入札契約の透明性、競争性を高めるため、全国知事会では、「当面、1千万円以上の工事については、原則として一般競争入札による」としているところであり、一般競争入札の対象を拡大することは社会的な要請でもある。

(論点)

- ・ 全国知事会「公共調達に関するプロジェクトチーム」の指針では、「一般競争入札の適用範囲を拡大し、当面、1千万円以上の工事については、原則として一般競争入札による」としている。
- ・ 5千万円未満の工事を一般競争入札の対象とした場合、対象工事の件数が非常に多くなるため、審査事務が大幅に増加するとともに、契約までに日数を要し工事の発注が遅延する。

(検討事項)

- ・ 5千万円未満の工事について、一般競争入札へ移行すべきか
 - ※ 現在は2~5千万円の工事の4割について一般競争入札を実施
 - ※ 拡大する場合は段階的に実施すべきか

提言

県では、本検討委員会の中間報告を受けて、平成19年4月から5千万円以上の工事のすべてと、2千万円以上5千万円未満の工事の4割を対象に一般競争入札を実施している。

全国的な動向なども踏まえ、公共工事の入札契約の公正性、透明性、競争性をより一層高めるため、入札参加資格の事後審査方式の導入や設計図書の電子配付の試行拡大など事務の軽減、効率化を進め、一般競争入札(条件付き)の対象範囲を次のとおり拡大することが適当である。

- ・ 災害復旧工事など早急に対応が必要な工事等を除き、平成19年10月から、2千万円以上のすべての工事を、原則として、一般競争入札(条件付き)とする。
- ・ 2千万円未満1千万円以上の工事については、件数が大幅に増加することなどから平成19年度の実施状況等を検証しつつ、平成20年度以降、順次拡大する方向で引き続き検討する。

(提言の考え方)

- 当面は、一定の技術力、経営力を有しているA等級とB等級の建設企業を対象とする2千万円以上の工事を一般競争入札とする。
 - 2千万円未満の工事については、件数が多く、維持修繕や交通安全施設など住民生活に密着した工事が多いことから、平成19年度の実施結果を十分検証するとともに、契約までの期間の短縮や事務処理の効率化等について、十分検討する必要がある。
 - なお、今後、一般競争入札の更なる拡大を検討する場合は、指名競争入札の意義なども踏まえながら検討する必要がある。
- (地元建設企業は地域の雇用や災害時の対応、除雪など地域と密接に関わっている。)

(参考)

(1)他県における一般競争入札の対象範囲の拡大状況

区分	H19年度中	H20年度以降	備考
5千万円以上まで拡大	22県(9県)	20県(16県)	富山県(現行)
4千万円以上まで拡大	3県	2県(1県)	
3千万円以上まで拡大	6県	2県(1県)	
2千万円以上まで拡大	2県	2県(2県)	富山県(提言(H19))
1千万円以上まで拡大	6県	11県(1県)	
250万円以上まで拡大	8県	10県	
*未定・検討中	9県	21県	

※19年3月総務省、国土交通省調査結果をもとに作成。

※価格帯全体を一般競争入札の対象とした下限額で整理。()は未定・検討中(現在の状況)。

(2)一般競争入札拡大に伴う事務処理時間の増減

出先機関 本庁

- 指名競争 → 一般競争(事後審査) 8.6時間／件増 +6日程度 +8日程度
- 一般競争(事前審査) → 一般競争(事後審査) ▲4.0時間／件増 ▲1日程度 ▲6日程度

(単位:時間)

設計金額	入札件数 (H18実績)	事務処理時間の増減				備考
		現行 (4割)	すべて (6割増)	計	実施割合 (累計)	
300百万円～	10 件	—	—	—	0.5 %	
50～300百万円	76 件	+280	—	+280	4.4 %	本庁分80h、出先分200h
30～50百万円	351 件	▲560	+1,820	+1,260	22.2 %	
20～30百万円	314 件	▲500	+1,620	+1,120	38.2 %	
合 計	751 件	▲780	+3,440	+2,660	38.2 %	1事務所 215h、1月当たり 18h増

設計金額	入札件数 (H18実績)	実施割合	20百万円 以上の事務 処理時間増	事務処理時 間の増	計	実施割合 (累計)	備考
10～20 百万円	542 件	2割に拡大	+2,660	+940	+3,600	43.7 %	1事務所 290h、1月当たり 25h増
		5割に拡大		+2,330	+4,990	52.0 %	1事務所 410h、1月当たり 35h増
		すべて実施		+4,660	+7,320	65.7 %	1事務所 600h、1月当たり 50h増
～10百万	675 件	—	—	—	—	—	
合計	1,968 件						

※1事務所当たりの時間数は、12事務所(土木部8事務所、農林水産部4事務所)で試算

※1事務所当たりの入札担当職員数は概ね2～4人

イ 地域要件の設定

一般競争入札の拡大により競争性を高めることが求められる一方、県内建設企業は、地域の雇用や、安全安心を支える重要な役割を担っていることから、県内建設業が健全で、活力ある産業として成り立つよう配慮する必要がある。

(論点)

全国知事会「公共調達に関するプロジェクトチーム」の指針

- ・一般競争入札の地域要件を設定するに当たっては、応札可能者は20～30者以上を原則とする。
- ・地元中小企業は災害が発生した場合の緊急出動等の地域貢献に果たす役割も大きい。このため、地域産業の育成にも配慮しつつ、公正な競争を確保する必要がある。

(検討事項)

一般競争入札の拡大により競争性を高めることが求められているが、一方、地域の安全安心を支える建設業の存続も大切であることから、これらの点を考慮して、どのような地域要件を設定すべきか

提言

競争性を確保するため、応札可能企業数は少なくとも20～30者程度を目安としつつ、技術力に優れ、地域社会に貢献する優良な建設企業による競争を促進するため、工事の規模等に応じ、地域要件を次のとおり見直すことが適当である。

百万円	現 行	提 言	現 行	提 言
2,410	WTO	WTO	(原則) 入札参加条件を満たす者すべて	(原則) 同 左(現行どおり)
1,000			(原則) ・県内企業と県外企業によるJV	(原則) ・県内企業によるJV (特殊工事等の場合)
300	一般競争 (条件付き)	一般競争 (条件付き)	(原則) ・県内企業によるJV (特殊工事等の場合) ・県内企業と県外企業によるJV	・県内企業と県外企業によるJV
100	入札	入札	(原則) ・県内企業	同 左
50	4割		(原則) ・土木センター管内の企業 (農地林務事務所管内)	同 左 対象企業が著しく多い場合は 管内を分割することができる
20			(原則) ・土木事務所管内の企業 (農地林務事務所管内)	同 左
10	指名競争 入札	指名競争 入札		
2.5				

※ 建築一式工事、建築附帯工事(電気・管)は資料編のとおり

(提言の考え方)

- ・ 応札可能企業が土木センター管内で少なくとも20者以上確保されていること。
 - ・ 県内建設企業は災害時の対応や除雪協力など地域社会に様々に貢献していること。
- などから、県内企業で施工可能な工事は、原則として、県内企業に発注するなど地域産業の育成にも配慮しつつ、競争性を確保する必要がある。

(参考)

(1) 北陸・中部各県の設定状況

入札方式	地域要件の内容
○一般競争入札 (※WTO)	・入札参加条件を満たす者すべて (海外の業者も参加可能) 9 県
○一般競争入札 (10億円以上)	・県内業者・県外業者によるJV(富山県) ・県内業者によるJV(※) 1 県 8 県
○一般競争入札(10億円未満) ○公募型指名競争入札	・県内業者によるJV(富山県) 9 県

※ 集計対象:富山、石川、福井、新潟、岐阜、長野、愛知、静岡、三重の9県

※ WTO:特定調達契約に係る制限付き一般競争入札のこと。

※ JV:特定の建設工事の施工にあたり結成する事業組織体(共同企業体)のこと。

(2) 入札参加資格登録企業数(土木一式 県内企業)

(単位:者)

等級	新川土木		富山土木		高岡土木			砺波土木	合計
	新川	入善	富山	立山	高岡	氷見	小矢部		
A	11	20	37	12	30	8	9	27	154
B	17	28	63	16	44	22	6	36	232
C	22	34	96	12	48	12	6	27	257
D	48	65	207	44	155	32	19	63	633
計	98	147	403	84	277	74	40	153	1,276

(2) 総合評価方式の拡充について

県では、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるよう、総合評価方式の試行を昨年度土木工事(一般土木)に限定して17件実施しているが、事務量の増加や入札までに日数を要するなどの課題も明らかとなっている。

一方、国土交通省では原則すべての工事で総合評価方式を実施しており、また、全国知事会「公共調達に関するプロジェクトチーム」の指針でも、「総合評価方式の拡充を図るべきである」としている。

(論点)

- ・ 国土交通省は原則すべての工事で総合評価方式を実施しており、全国知事会「公共調達に関するプロジェクトチーム」の指針でも、「談合防止にも効果があるといわれている総合評価方式の拡充を図るべきである」としている。
- ・ 総合評価方式の拡充にあたっては、技術提案の審査のために事務量が増えるとともに、入札までに日数を要する。
- ・ 全国知事会「公共調達に関するプロジェクトチーム」の指針においても、学識経験者からを含む見聴取を含む審査手続の簡略化が課題とされている。

(検討事項)

- ・ 試行件数をどの程度拡大するのがよいか。
- ・ 現在、土木工事(一般土木)を対象に試行しているが、対象工種を拡大すべきか。

提言

公共工事の品質確保の促進を図るため、次のとおり総合評価方式の拡充を図ることが適当である。

- ・ 平成19年度においては、対象工種を限定せず、事務量の増加等も勘案しつつ、2千万円以上の工事のうち、100件程度で試行する。
- ・ 平成20年度以降については、試行結果の検証を踏まえ拡充を図る。

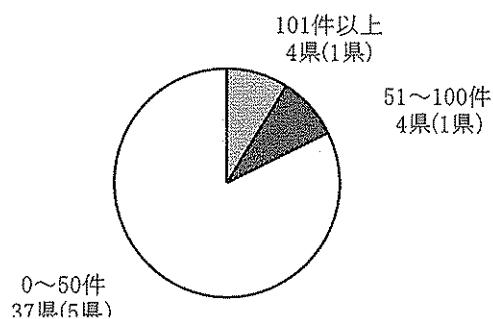
(提言の考え方)

- ・ 多様な工事・工種等を対象に幅広く試行を実施する。
- ・ 技術的な工夫の余地が小さい工事についても、確実な施工能力を審査するため試行を実施する。

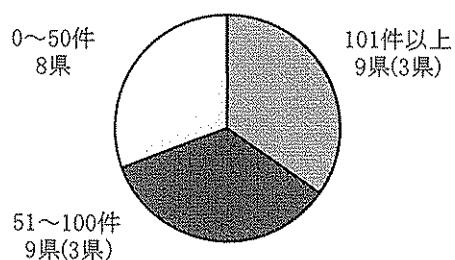
(参考)

(1)他県の実施状況及び実施予定

ア H18年度実施状況



イ H19年度実施予定



※ 2月26日現在(45県の回答)

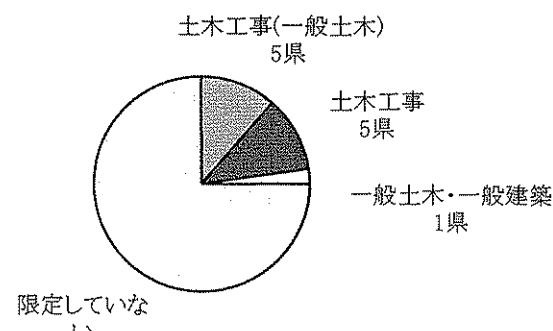
※ ()内は、特別簡易型(簡易な施工計画を要しない型式)を採用している県

(2)対象工種の設定状況

ア 本県の工種別発注件数

工事	発注工種	件数	割合
土木工事	一般土木	527	69.4%
	AS舗装等	54	7.1%
	鋼橋上部工等	23	3.0%
	法面処理等	58	7.6%
	その他	24	3.2%
建築工事	一般建築	27	3.6%
	その他	34	4.5%
その他(特殊工事)	その他	12	1.6%
計		759	

イ 他県の対象工種の設定状況(H18年度)



※設計額2千万円以上の工事(H17年度実績・災害復旧工事を除く)

(3)総合評価方式の試行拡大に伴う事務処理時間の増

ア 総合評価方式及び事後審査方式導入に伴う事務処理時間

入札方式	事務処理の日数		事務処理時間 (入札1件当たり)
	本庁	出先機関	
地域公募型/一般競争入札(事前審査)[現行] (A)	38日程度	24日程度	約21.4時間
総合評価方式一般競争入札(事前審査) (B)	45日程度	31日程度	約26.4時間
一般競争入札(事後審査) (C)	32日程度	23日程度	約17.4時間
一般競争(事前)⇒一般競争(事後) (A)−(C)	▲6日程度	▲1日程度	▲4.0時間
一般競争(事前)⇒総合評価(事前) (A)−(B)	+7日程度	+7日程度	+5.0時間
一般競争(事後)⇒総合評価(事前) (C)−(B)	+13日程度	+8日程度	+9.0時間

※ 土木センター・事務所における実績を基に算出したもの。

※ 一般競争入札において総合評価方式の事務処理時間の増について、入札参加条件審査と総合評価方式の評価項目と同じものがあることや、事務量の削減策を勘案して5時間程度と想定した。

イ 総合評価方式の試行拡大に伴う事後審査方式に対する事務処理時間の増減(単位:時間)

設計金額	入札件数 (H17実績)	事務処理時間の増減			備 考	
		事後審査による増減 (現行4割) 350件	総合評価方式の拡大			
			1割 78件	2割 156件		
50～300百万円	72件	▲110 +370	+65	+130	4割は地域公募型⇒一般競争(事後審査) 6割は指名競争⇒一般競争(事後審査)	
30～50百万円	370件	*1 ▲590	*2 +335	+670		
20～30百万円	334件	▲540	+300	+600		
合 計	776件	▲870	+700	+1400		

※1 370件×4割×▲4時間=592時間≈590時間の削減

※2 370件×1割×+9時間=333時間≈335時間の増大

(3)著しい低入札に対する対策について

近年、公共投資が減少基調で推移する中、全国的に原価を割り込むような著しい低入札価格での受注が発生しており、本県においても同様の傾向が見られる。こうした著しい低入札は、工事の手抜きや下請企業へのしわ寄せ等につながりやすいため、これを防止し、工事の品質を確保するための対策が求められている。

(論点)

- ・著しい低価格入札は、一般的に工事の手抜き、下請企業へのしわ寄せ、労働条件の悪化や安全対策の不徹底等につながりやすい。
- ・著しい低価格で入札をした者と契約することは、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある。

(検討事項)

- ・現行の低入札価格調査制度を今後も維持することでおよいか。
- ・原価割れが予想されるような著しい低価格で、工事の適正な施工が行われないおそれが大きいと考えられる入札を失格とする数値判断基準について導入すべきか。

提言

県では、平成10年度に最低制限価格制度を廃止し、低入札価格調査制度を導入しているところである。企業の見積努力を評価する観点から、今後も低入札価格調査制度を採用することが適当である。

また、工事の品質の確保や下請企業へのしわ寄せの防止等を図るとともに、公正な取引秩序を維持するため、原価を割り込むような著しい低入札を失格とする数値判断基準(失格基準)を設定するなど、低入札に対する対策を講じることが適当である。

ア 数値判断基準(失格基準)の新設

入札価格が次の場合は失格とする。

入札価格 < (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格) × 0. 9

(※)調査基準価格を下回る価格での入札者が3者未満の場合は、下位3者とする。

ただし、次の場合は、この限りでない。

入札価格 ≥ 直接工事費 × 0. 75 + 共通仮設費 × 0. 7 + 現場管理費 × 0. 6

+ 一般管理費 × 0. 3

(※)工場生産品費の割合が高い(概ね7割を超えるもの)電気設備工事等は適用除外とする。

(提言の考え方)

- ・公正な取引の秩序を維持するとともに、市場性や企業の見積努力を評価し、他の入札者に比べ、著しく下回るものを失格の対象とする。
- ・このうち、工事の品質が確保されないとみなされる価格(国土交通省の特別重点調査基準)を下回るものを失格とする。

- ・設備機器は納品時に検査を行い品質を確保できるため、導入の必要性は低い。

※ 低入札の事例を分析・シミュレーションして基準を設定したが、今後運用する中で、必要があれば見直しを検討する。

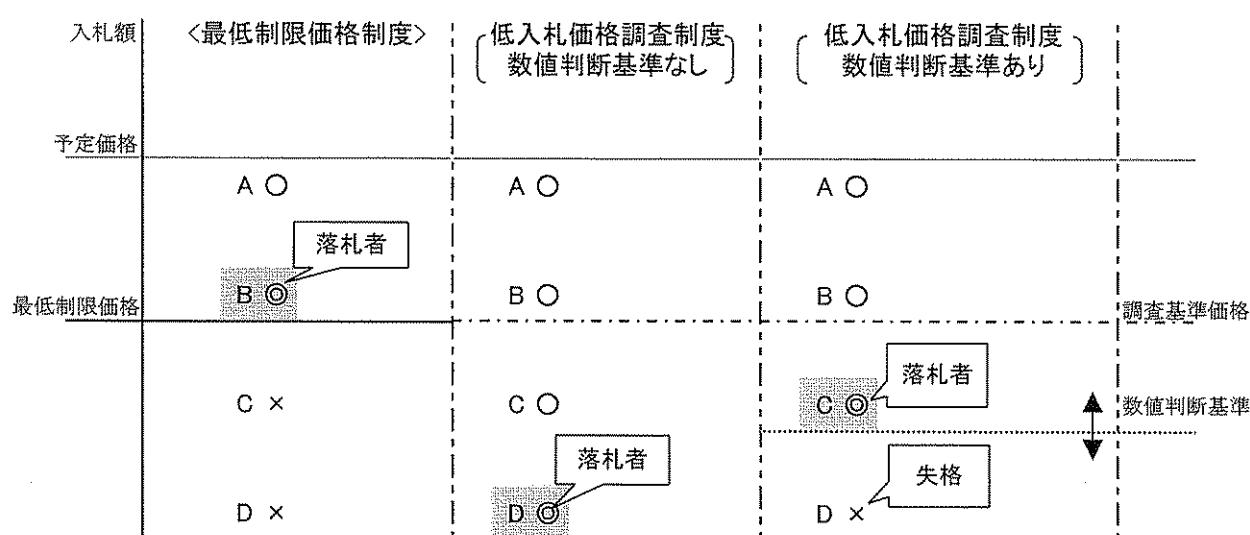
(参考)

(1)他県における最低制限価格制度と低入札価格調査制度の運用状況

○低入札価格調査制度のみ	7県	うち数値判断基準あり	5県
○最低制限価格制度と低入札価格調査制度を併用	40県	うち数値判断基準あり なし	14県 26県

※一般競争(公募型)入札の対象工事に低入札価格調査制度を適用している例が多い。

<最低制限価格制度・低入札価格調査制度での落札者決定方式>



(2)国土交通省の特別重点調査基準

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合を下回る入札をした者を対象に特に重点的な調査を行う。

(一定割合)

直接工事費で75%、共通仮設費で70%、現場管理費で60%、一般管理費で30%

イ 施工体制の点検強化等

工事の品質確保や下請業者へのしわ寄せの防止等を図るため、低入札価格調査の対象となる工事は、監督、検査の強化や重点的な工事監察を行うとともに、次の対策を講じるものとする。

① 下請取引実態調査と必要に応じた立入検査の実施

- ・ 下請工事へのしわ寄せが行われていないか確認するため、低入札価格調査対象工事の元請業者、一次下請業者を対象に取引実態を調査
- ・ 建設業法違反が疑われる場合は、建設業法に基づき立入検査を実施

② 施工体制台帳・施工体系図の作成等

- ・ 下請契約の請負代金が3千万円未満の工事についても、施工体制台帳・施工体系図を作成し、監督員に提出(3千万円以上の工事と同様の取扱い)

③ 段階確認、中間検査・完成検査及び工事監察の運用強化

(段階確認、中間検査)

- ・ 監督要領において工事の重要度、規模、難易度に応じて複数の対応(報告、確認、検査)を定めている項目について、原則、より上位の方法で実施

(中間検査、完成検査)

- ・ 段階確認・中間検査状況等を勘案のうえ、必要に応じて県建設工事検査技術基準で定める測定密度を高めて、中間検査・完成検査を実施

(工事監察)

- ・ 工事規模に応じて施工体制の点検等を複数回実施

④ 粗雑工事における指名停止期間の加重

- ・ 低入札に係る工事で粗雑工事が行われた場合、次のとおり期間を延長

	(現行)	(提 言)
期間	1月	→ 3月 (国の取扱いに準拠)

【資料編】

1 「都道府県の公共調達改革に関する指針」のポイント

(全国知事会・公共調達に関するプロジェクトチーム)

談合を防止する入札制度の改革

(1)一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止

- ・できるだけ早く指名競争入札を廃止することとし、当面、1千万円以上の工事については、原則として一般競争入札によることとする。
- ・不良不適格業者の排除、品質の確保、事務量の軽減等の課題

(2)総合評価方式の拡充

- ・総合評価方式の拡充を図る。審査手続の簡略化が課題

(3)電子入札の拡大(H18年10月から全面実施済み)

- ・3年以内に全面導入することを目指すべき
- ・設計図書の閲覧・配布方法についても、電子化を進める必要がある。

(4)情報公開の推進(実施済み)

- ・インターネットなどを活用し、情報公開を進めることが重要

(5)ペナルティの強化

- ・入札談合に係る違法・不正行為を行った場合、少なくとも12月以上の入札参加停止とするべき
- ・違約金特約の額を契約額の20%以上とする等の厳しい措置を講じるべき

(6)地域産業の育成と公正な競争の確保

- ・一般競争入札の導入によって、地元中小企業の受注が難しくなる面がある。
- ・地元中小企業は災害が発生した場合の緊急出動等の地域貢献に果たす役割も大きい。
- ・地域産業の育成にも配慮しつつ、競争性の確保を図る必要がある。
- ・応札可能者は20～30者以上を原則とする。

(7)入札事務の適正化

- ・入札事務を事業担当部局から切り離し、独立性の確保された専担組織において一括して行うことも、効果的な対策の一つ
- ・入札監視委員会などについて、入札制度及びその適正な運用に関して調査・審議する機能に加え、談合情報に関する調査検証を行う機能を付与するなど、整備・充実を図るべき

2 地方公共団体における入札契約適正化・支援方策のポイント

(平成19年2月23日取りまとめ)

(1)一般競争入札の対象の拡大について

- ① 都道府県は、一定金額（1千万円）以上の契約については、原則として一般競争入札によるものとし、その実施に向けて、早急に取り組むものとする。
- ② 地域要件の設定に当たっては、潜在的な競争参加者の状況を踏まえつつ、競争性が十分確保されるよう適切に設定するものとする。
- ③ 審査事務量の増加に対応するため、電子入札システムによる『事前自動審査方式』や、入札後に落札候補者の資格審査を行う『事後審査方式』を活用するなどにより、事務の効率化を図ることが適当である。

(2)低価格入札について

- ① 低入札価格調査制度の運用に当たっては、適正な施工への懸念がある企業を適切に排除する観点から、具体的な判断基準（例えば、直接工事費の一定割合に相当する価格等）の設定に努め、基準を満たさない入札を失格とする等厳格な運用を図るものとする。
- ② 最低制限価格の設定に当たっては、応札結果を反映して最低制限価格が変動するような方法など、同価入札の減少につながる方法により、適切に設定するものとする。

(3)総合評価方式の導入・拡大について

- ① 総合評価競争入札を行おうとするとき、総合評価競争入札において落札者を決定しようとするときなどは、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないが、客觀性を確保しつつ、聴取手続きの簡素化を検討する。
- ② 体制が脆弱な自治体であっても導入が容易な簡易型総合評価方式の導入・拡大に努める。

[檢討組織：地方公共団体の入札契約適正化連絡会議
メンバー：総務省行政課長、国土交通省建設業課長、8自治体課長等]

3 富山県の入札・契約制度の概要

(1)入札契約制度の現状(H18年度)

百万円	現 行	H19.4月～	発注標準 (土木一式)	地域要件の内容(現行)	
				Aランク	Bランク
2,410	WTO	WTO		(原則) ・入札参加条件を満たす者すべて	
1,000	制限付き 一般競争		2件	(原則) ・県内業者・県外業者によるJV	
300	通常公募		2件	(原則) ・県内業者によるJV ※ 特殊工事等は、県内業者と県外業者によるJV	
100	簡易 公募		24件	(簡易公募) ・県内業者	(通常型指名) 土木センター管内業者 15者
50	地域 公募	→	48件	(地域公募) ・土木センター管内業者	(通常型指名) 土木センター管内業者 13者
40			370 件		
30		地域 公募	334件		
20	40%				
15	通常指名競争		616 件	Cランク	(通常型指名) ・土木事務所管内業者10者
10			736件	Dランク	
2.5					

※件数は、H17年度における設計金額別入札件数

入札方式	応募条件等の概要
制限付き 一般競争入札	(特定調達契約に係る制限付き一般競争入札) ○応募条件:同種工事の施工実績等 ○対象者:応募条件を満たす者はすべて参加可能(海外の業者も参加可能) (特定調達契約以外の制限付き一般競争入札) ○応募条件:同種工事の施工実績等 ○対象者:(原則)県内業者・県外業者によるJV(応募条件を満たす者はすべて参加可能)
通常公募型 指名競争入札	○応募条件:工事成績、同種工事の施工実績等 ○対象者:(原則)県内業者によるJV ※特殊工事等は県内業者と県外業者によるJV ※応募者に不良不適格業者があれば排除できる。(指名権留保)
簡易公募型 指名競争入札	○応募条件:工事成績、県発注の同種工事の施工実績等 ○対象者:県内業者 ※応募者に不良不適格業者があれば排除できる。(指名権留保)
地域公募型 指名競争入札	○応募条件:業者ランク、工事成績、県発注の同種工事の施工実績等 ○対象者:土木センター・農地林務事務所管内の県内業者 ※応募者に不良不適格業者があれば排除できる。(指名権留保)

(2) 低入札価格調査制度の概要

- 最低価格入札者の入札額が、調査基準価格を下回った場合、工事費の見積内訳等を調査し、低入札価格審査会で適正な履行が可能と判断されれば、契約を締結する。

※著しく低い価格での受注による工事の手抜きや下請企業へのしづ寄せ、安全対策の不徹底等を防止するため、地方自治法では「最低制限価格制度」と「低入札価格調査制度」が設けられているが、本県では、低入札価格調査制度を採用

項目	内容
対象となる入札	予定価格が5,000千円以上の工事の入札
調査基準価格	予定価格の8／10から2／3までの範囲内において定める
調査項目	工事費の積算内訳とその根拠 労務者の具体的な供給の見通し 下請企業との契約予定金額 経営状況や信用状況など
適用時期	平成10年度

4 富山県における年度別・入札方式別落札率の推移

(単位:件、%)

	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率
制限付き一般競争入札	2	98.9	-	-	2	61.2	1	54.5
公募型指名競争入札	5	98.6	9	94.2	33	93.5	249	95.1
通常公募型	5	98.6	9	94.2	2	89.3	10	84.0
簡易公募型	-	-	-	-	3	90.2	6	94.4
地域公募型	-	-	-	-	28	94.1	233	95.6
指名競争入札	2,425	96.9	2,479	97.1	2,081	97.0	1,724	95.2
全 体	2,432	96.9	2,488	97.0	2,116	96.9	1,974	95.2

※ 落札率は工事ごとの落札率(当初契約額／予定価格)の単純平均

5 地域要件の設定

(1)建築一式工事

百万円	現 行	提 言
2,410	(原則) 入札参加条件を満たす者すべて	(原則) 入札参加条件を満たす者すべて
1,000	(原則) ・県内企業と県外企業によるJV	(原則) ・ <u>県内企業によるJV</u> (特殊工事等の場合) ・ <u>県内企業と県外企業によるJV</u>
300	(原則) ・県内企業によるJV (特殊工事等の場合) ・県内企業と県外企業によるJV	↗
30	(原則) ・県東部又は県西部の企業	(原則) ・県東部又は県西部の企業
	(原則) ・土木センター管内の企業	(原則) ・土木センター管内の企業

(2)建築附帯工事(電気、管)

百万円	現 行	提 言
2,410	(原則) 入札参加条件を満たす者すべて	(原則) 入札参加条件を満たす者すべて
650	(原則) ・県内企業と県外企業によるJV	(原則) ・ <u>県内企業によるJV</u> (特殊工事等の場合) ・ <u>県内企業と県外企業によるJV</u>
150	(原則) ・県内企業によるJV (特殊工事等の場合) ・県内企業と県外企業によるJV	↗
15	(原則) ・県東部又は県西部の企業	(原則) ・県東部又は県西部の企業
	(原則) ・土木センター管内の企業 (電気は県東部又は県西部)	(原則) ・土木センター管内の企業 (電気は県東部又は県西部)

6 富山県の総合評価方式の概要

(1)概要

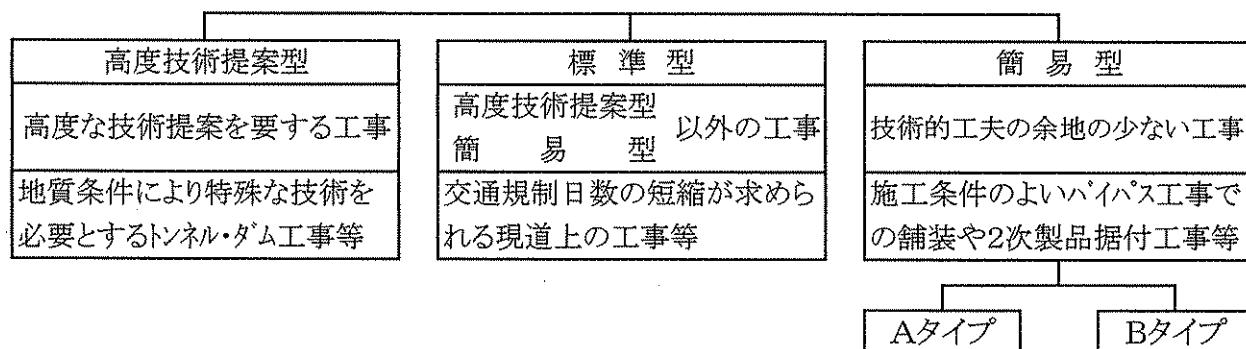
- ・「価格」と「価格以外の要素(技術力等)」を総合的に評価して落札者を決定する新しい入札・契約制度。
- ・除算方式(国土交通省で採用)で求めた評価値が最も高い者を落札者とする。
- ・中立かつ公正な評価の確保のため、地方自治法施行令により、2名以上の学識経験者から意見を聞くこととされている。

※公共工事の品質確保の促進に関する法律(H17年4月施行)により、発注者に「価格と品質」が総合的に優れた内容の契約を締結することを求めている。

【除算方式】	価格以外の要素(技術力等)	
	評価点	= $\frac{(100\text{点} + \text{技術加算点})}{\text{入札価格}}$
評価値	= $\frac{\text{評価点}}{\text{入札価格}}$	

【型式】

- ・工事の特性(工事内容、規模等)に応じて、総合評価の型式を選択し、技術加算点を算出する。



【型式ごとの評価項目・技術加算点】

	高度技術 提案型	標準型	簡易型	
			A	B
高度な技術提案	●			
施工に係る技術提案	○	●		
簡易な施工計画	○	○	●	
企業の施工能力 (実績・成績・表彰・ISO認定)	○	●	●	●
配置予定技術者の能力 (実績・成績・資格)	○	●	●	
企業の地域性・社会性 (所在地・災害協定・除雪契約)	○	●	●	●
技術加算点(満点)	30~50	20	15	10

●:必須項目 ○:選択項目(個別工事において判断)

(2) 評価項目及び評価基準

企業の施工能力	施工実績	過去3年(工事よりが違う場合あり)の同種工事の実績の有無	高度技術提案型		標準型		配点 備考	
			A	B	A	B		
高度な技術提案 又は施工に係る技術提案	高度な技術提案や施工に係る技術提案を評価 (発注者から課題を出題し、それに対する回答をもとに評価)	● ●	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	120～280 (240) 40 (80) 0 0	
簡易な施工計画	材料の品質管理、施工上の課題、施工上配慮すべき点に関する工夫又は留意点を評価 (発注者から課題を出題し、それに対する回答をもとに評価)	○ ○	○ ○	● ●	● ●	● ●	40 40 (0) 40 0 0	
小計							40 40 0 40 0 0	
配置予定技術者の能力	施工実績	過去3年(工事よりが違う場合あり)の同種工事の実績の有無	施工実績あり 施工実績なし	施工実績あり 施工実績なし	● ●	● ●	5 県発注工事の実績のみ	
工事成績	過去2年の工事成績評定 過去の平均点	75点以上 66点以上75点未満 65点以下	○ ○ ○ ○ ○ ○	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●	20 県発注工事の成績のみ		
優良表彰	過去2年度の同種工事の優良工事表彰の有無	知事賞・部長賞・最優秀賞の受賞あり 優秀賞・良賞・佳賞の受賞あり 受賞なし	○ ○ ○ ○ ○ ○	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●	10 0 0		
ISO認定取得	ISO9001(建設業)に関するものに限る。)の取得の有無	認定あり 認定なし	○ ○ ○ ○ ○ ○	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●	10 5 0		
小計							5 ※ISO9001とは、品質管理に関する規格	
小計							0	
配点合計							40 40 0 40 0 0	
企業の地域性・社会性 (様式第3号)	主たる営業所の所在地 (地域要件による)	指定地 県内 県外	県内 センターサー 管内 センターサー 管外	22ヶ所 内 外	● ● ● ● ● ●	● ● <td>5 0 0</td>	5 0 0	5 国等及び県発注工事の実績のみ
災害協定への参加	災害協定への参加	災害協定への参加あり 災害協定への参加なし	○ ○ ○ ○ ○ ○	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●	10 5 0		
除雪業務等の受託実績	除雪業務等の受託実績の有無	過去2年度の受託実績の有無	除雪業務等の受託実績あり 除雪業務等の受託実績なし	○ ○ ○ ○ ○ ○	● ● ● ● ● ●	5 0 0		
小計							20 20 0 20 0 0	
技術加算点	配点合計						240～400 160 120 60	
技術加算点	合計						30～50 20 15 10	

※技術加算点:評定点数×技術加算点の満点／評定点数の満点 ex(簡易型A) : $\alpha \times 15\text{点} / 120\text{点}$ (α :評価点数)
加算点=評定点数×各形式毎の技術加算点に割り替える。

7 国土交通省の特別重点調査の概要

予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 86 条に基づき、その者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査する際、極端な低入札者について、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。

また、「履行がされないおそれがある」と認められる場合をあらかじめ具体化しておき、特別重点調査の結果を踏まえ、これらに該当すると認めるときは、その入札参加者とは契約を結ばないこととし、低入札価格調査制度の的確な運用を図る。

（原則、平成 19 年 1 月 1 日以降の入札に係るものから適用）

1 対象工事

予定価格 2 億円以上の工事で、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合※を下回る入札をした者を対象に、2 の厳格な調査を実施する。

※ 直接工事費で 75%、共通仮設費で 70%、現場管理費で 60%若しくは一般管理費で 30%。ただし、新技術・新工法等によるコスト縮減により一定割合を下回る場合は、適用対象外。

2 特別重点調査の試行実施

- ・ 入札参加者が作成した積算内訳書が、品質の確保がされないおそれがある極端な低価格での資材・機械・労務の調達を見込んでいないか、
- ・ 品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがないか

等を調査し、契約内容が履行されないおそれがないかを厳格に審査する。

3 低入札価格制度の的確な運用による落札者の決定

調査の結果を踏まえ、例えば、次のような場合は、契約内容を的確に履行できないおそれがあると認め、法令に基づく所定の手続を経て、次順位者と契約。

- ・ 品質が確保された取引実績を過去の契約書等で証明できない場合
- ・ 交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用・体制を見込んでいない場合

等

8 他県における低入札受注対策

対策の内容	内 容
監督・検査等	
監督員の確認頻度の増	・監督員による段階確認等の頻度を増加
工事監察の強化	・施工体制の点検等の頻度を増加
中間検査の強化	・通常の中間検査よりも厳格に検査を実施
施工体制台帳等の作成	・施工体制台帳と施工体系図の作成
下請企業への適正な支払確認のための立入調査等	
受注者への立入調査	・実際の施工が低入札調査の内容と適合するか調査
下請企業への立入調査	・下請代金が適正に支払われているかを調査
追加調査(フォローアップ)	・完成検査結果後、下請業者が不当な圧迫を受けているか調査
指導・監督処分	・建設業法に基づく指導や監督処分
低入札対策としてのペナルティの設定	・粗雑工事における指名停止期間の加重

入札契約適正化検討委員会の開催経過について

平成19年2月9日（金） 第1回検討委員会 【県民会館704号室】

- ・公共工事の入札・契約に関する現状等について
- ・検討課題について
 - 一般競争入札の拡大と地域要件の設定
 - 総合評価方式の拡充
 - 著しい低入札に対する対策

平成19年3月20日（火） 第2回検討委員会 【県民会館302号室】

- ・建設業界の現状等についてのヒアリング
- ・検討課題についての審議

平成19年3月28日（水） 中間報告書提出 【知事室】

平成19年5月8日（火） 第3回検討委員会 【県庁4階大会議室】

- ・提言（素案）の審議

平成19年6月6日（水） 第4回検討委員会 【県庁4階大会議室】

- ・提言とりまとめ

富山県入札契約適正化検討委員会委員名簿

氏 名	職業・役職等	備 考
安部 友則	北陸地方整備局富山河川国道事務所長	
石田 淳	前富山市助役	職務代理者
柿澤 基子	税理士	
神川 康子	富山大学人間発達科学部教授	
西頭 徳三	富山大学学長	委員長
佐野 修久	日本政策投資銀行富山事務所長	H19.4.12～H21.1.21
藤田 寛	前日本政策投資銀行富山事務所長	H19.1.22～H19.4.11
山本 賢治	弁護士	

(五十音順)

富山県入札契約適正化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 県が発注する建設工事に係る入札及び契約に関する制度（以下「入札契約制度」という。）の適正化を図り、もって公正な競争を促進するため、富山県入札契約適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、知事の諮問に応じ、入札契約制度の改善等について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、土木部管理課において処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月22日から施行する。